

横須賀市報

第 1906 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目 次

告 示

◇指定障害児通所支援事業者の指定について……………	15459
◇指定居宅サービス事業者の指定について……………	〃
◇指定居宅介護支援事業者の指定について……………	〃
◇指定地域密着型サービス事業者の事業の廃止について……………	15460
◇健康増進センターの利用料金の額の変更の承認について……………	〃
◇除却広告物等の保管について……………	〃
◇放置自転車等の移動について……………	〃
◇道路区域変更及び供用開始について……………	15461
◇港湾施設の概要について中一部改正……………	〃
公 告	
◇差押財産の公売に係る最高価申込者の決定について…	15462
◇聴聞通知書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る債権差押調書の公示送達……………	〃
◇国民健康保険料に係る配当計算書の公示送達……………	〃
◇自動車臨時運行許可番号標の無効について……………	〃
◇地域計画案の縦覧について……………	〃

◇港湾法に基づく撤去工作物等の保管について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	〃
◇農用地利用集積計画について……………	15463
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の事業の再開について……………	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について……………	15464
選挙管理委員会告示	
◇横須賀市長選挙及び横須賀市議会議員補欠選挙の期日について……………	〃
◇選挙時登録の登録日等について……………	〃
◇選挙人名簿への登録を行う日について……………	〃

告 示

横須賀市告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次に掲げる者を指定障害児通所支援事業者として指定しました。

令和7年2月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和7年 2月1日	ブロッサムジュニア 横須賀堀ノ内教室	横須賀市三春町5丁目41番地2三春町店舗2F	児童発達支援	茅ヶ崎市東海岸南二丁目7番55号 株式会社Procyon Visions 代表取締役 鈴木 広 紀
同	ブロッサムジュニア 横須賀堀ノ内教室	横須賀市三春町5丁目41番地2三春町店舗2F	放課後等デイサービス	茅ヶ崎市東海岸南二丁目7番55号 株式会社Procyon Visions 代表取締役 鈴木 広 紀
同	放課後等デイサービス ウィズ・ユー追浜	横須賀市追浜町3丁目1番地勝野ビル2階	児童発達支援	宮崎県都城市山田町中霧島1719番地 高千穂シラス株式会社 代表取締役 新 留 昌 泰
同	放課後等デイサービス ウィズ・ユー追浜	横須賀市追浜町3丁目1番地勝野ビル2階	放課後等デイサービス	宮崎県都城市山田町中霧島1719番地 高千穂シラス株式会社 代表取締役 新 留 昌 泰

横須賀市告示第18号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅サービス事業者として指定しました。

した。

令和7年2月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和7年 2月1日	COCORO PLACE	横須賀市上町2丁目23番地2	訪問介護	横須賀市不入斗町三丁目41番地2 COCORO PLACE株式会社 代表取締役 本 杉 智 毅

横須賀市告示第19号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次に掲げる者を指定居宅介護支援事業者として指定しました。

令和7年2月25日

横須賀市長 上地克明

指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 7 年 2 月 1 日	コスモスケア	横須賀市佐野町 6 丁目16 番地コーポ藤原 102	居宅介護支援	横須賀市望洋台16番12号 合同会社和桜 代表社員 倉 沢 善 昭

横須賀市告示第20号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第78条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービスの事業を

廃止する旨の届出がありました。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	届出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者名
令和 6 年 9 月30日	えびすデイサービス センター	横須賀市上町 1 丁目40番 地長瀬ビル 1 階	地域密着型通所介護	横須賀市上町一丁目40番地長瀬ビル 1 階 合同会社 K' s o f f i c e 代表社員 山 本 佳 治

横須賀市告示第21号

健康増進センター条例（平成12年横須賀市条例第65号）第 4 条第 4 項の規定により、令和 4 年横須賀市告示第57号（健康増進センターの利用料金の額の承認について）に係る健康増進センターの利用料金について、令和 7 年 3 月29日の横須賀市内在住の利用者（中学生以下の者は除く。）の利用料金に限り次のとおり変更することを承認しました。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 利用料金を承認した施設
健康増進センター条例第 2 条に掲げる施設（健康増進部門に限る。）
- 利用料金の額
1 回の利用に限り、無料

横須賀市告示第22号

屋外広告物法（昭和24年法律第 189 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり広告物等を保管しました。

保管した広告物等に係る保管広告物等一覧簿は、横須賀市都市部まちなみ景観課において告示の日の翌日から起算して 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 広告物等の名称又は種類等

広告物等の名称又は種類	広告物等の数量	広告物等が放置されていた場所	除 却 年月日	保 管 期 間
-------------	---------	----------------	------------	------------

はり札等	8	公郷町 5 丁目、大矢部 4 丁目・5 丁目、久比里 1 丁目、佐原 5 丁目、芦名 1 丁目及び秋谷 1 丁目地内	令和 7 年 1 月 6 日から同月 31 日まで	告示の日の翌日から起算して 2 週間
立看板等	1	大矢部 1 丁目地内		

- 保管場所
横須賀市武 3 丁目22番 1 号
- 返還を受ける方法
(1) 返還場所及び返還日時
返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。
(2) 持参するもの
受領書、当該広告物等の所有者等であることを証明するもの及び印鑑
- 問い合わせ先
横須賀市都市部まちなみ景観課

横須賀市告示第23号

自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年横須賀市条例第 29 号）第10条第 2 項及び第 4 項並びに第28条第 2 項の規定に基づき、次のとおり自転車等を保管場所に移動しました。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

- 移動年月日等

移 動 年 月 日	移動した自転車等の台数		自転車等が放置されていた場所	保 管 場 所
	自 転 車	原動機付自転車及び普通自動二輪車		
令和 7 年 1 月 7 日から 同月31日まで	台 36	台 0	追浜駅周辺自転車等放置禁止区域	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	逸見駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	22	2	横須賀中央駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	3	0	県立大学駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	1	0	堀ノ内駅周辺自転車等放置禁止区域	同
同	2	1	衣笠駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	1	北久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	同

同	1	0	浦賀駅周辺自転車等放置禁止区域	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	14	2	久里浜駅周辺自転車等放置禁止区域	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	15	0	浦郷町 3 丁目、田浦港町、田浦町 6 丁目、長浦町 5 丁目、汐入町 4 丁目、本町 2 丁目、若松町 3 丁目、日の出町 1 丁目、公郷町 2 丁目、阿部倉、平作 3 丁目及び大矢部 2 丁目地内の道路	同
同	2	0	追浜駅第 3 自転車等駐車場	浦郷町自転車等保管所 横須賀市浦郷町 3 丁目48番地
同	1	0	横須賀駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地
同	1	0	汐入駅第 1 自転車等駐車場	同
同	1	0	衣笠駅第 1 自転車等駐車場	公郷町自転車等保管所 横須賀市公郷町 4 丁目 4 番地
同	1	0	北久里浜駅第 1 自転車等駐車場	同
同	1	0	横須賀駅第 1 自転車等駐車場	三春町自転車等保管所 横須賀市三春町 2 丁目 1 番地

- 2 保管期間
自転車等を移動した日の翌日から起算して 2 箇月間
- 3 返還を受ける方法
- (1) 返還場所
返還を受けようとする自転車等の保管場所
- (2) 返還日時
月曜日から土曜日までの午前11時から午後 7 時まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を除きます。
- (3) 移動費用
自転車 1 台につき 2,500円
原動機付自転車及び普通自動二輪車 1 台につき 5,000円
- (4) 持参するもの
自転車等のかぎその他当該自転車等の利用者等であるこ

とを証明するもの及び印鑑

4 保管期間経過後の自転車等の措置
保管期間が経過した自転車等は、本市が処分します。

5 問い合わせ先
横須賀市建設部土木計画課

~~~~~

横須賀市告示第24号

道路区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 7 年 2 月25日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 路 線 名 | 旧新別 | 区 間                                                   | 敷 地 の 幅 員        | 延 長          |
|-------|-----|-------------------------------------------------------|------------------|--------------|
| 65    | 旧   | 追浜南町 1 丁目 9 番の 1 地先から<br>鷹取 1 丁目23番の 2 地先まで           | メートル<br>1.9～ 3.7 | メートル<br>27.5 |
|       | 新   | 追浜南町 1 丁目 9 番の 1 地先から<br>鷹取 1 丁目23番の 2 地先まで           | 1.9～ 3.7         | 27.6         |
| 1,069 | 旧   | 三春町 5 丁目55番の 3 地先から<br>三春町 5 丁目57番の 2 地先及び54番の 2 地先まで | 0.9～ 1.9         | 67.6         |
|       | 新   | 三春町 5 丁目55番の 3 地先から<br>三春町 5 丁目57番の 2 地先及び54番の25地先まで  | 1.9～ 2.9         | 29.0         |
| 1,711 | 旧   | 池田町 5 丁目10番の 1 地先から<br>池田町 5 丁目 8 番の 8 地先まで           | 3.6～ 3.7         | 46.6         |
|       | 新   | 池田町 5 丁目10番の 1 地先から<br>池田町 5 丁目 8 番の 8 地先まで           | 3.6～ 3.9         | 46.6         |

横須賀市告示第25号

平成 6 年横須賀市告示第44号（港湾施設の概要について）の一部を次のように改正し、令和 7 年 3 月 1 日から施行します。  
令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

第13項の表新港荷さばき地の項中「15,443」を「16,078」に改め、同表平成荷さばき地の項中「30,568」を「30,169」に改める。

第18項の表新港港湾施設用地の項中「13,852」を「16,019」に改め、同項の次に次のように加える。

|          |          |              |     |
|----------|----------|--------------|-----|
| 平成港湾施設用地 | 平成町 3 丁目 | 港湾厚生施設<br>敷地 | 399 |
|----------|----------|--------------|-----|

公 告

横須賀市公告第38号

（令和 7 年 2 月12日）  
掲 示 済

令和 6 年横須賀市公告第 235 号による公売に係る公売財産（不動産）の最高価申込者を次のとおり決定したので、国税徴収法（昭和34年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定の例により公告します。

令和 7 年 2 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

（次のとおりは略）

横須賀市公告第39号

（令和 7 年 2 月12日）  
掲 示 済

下記に係る別紙の方は、その事務所及び事業所が明らかでないため、聴聞通知書の送達ができないので、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第15条第 3 項の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 2 月12日

横須賀市長 上 地 克 明

1 聴聞の期日及び場所

- (1) 期 日 令和 7 年 2 月27日（木）午前10時  
(2) 場 所 横須賀市役所消防第 3 会議室

2 聴聞に関する事務を所掌する組織

- (1) 所在地 横須賀市小川町11番地  
(2) 名 称 横須賀市都市部宅地審査防災課  
（別紙略）

横須賀市公告第40号

（令和 7 年 2 月18日）  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 2 月18日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第41号

（令和 7 年 2 月18日）  
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第 192 号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 7 年 2 月18日

横須賀市長 上 地 克 明

（別紙略）

横須賀市公告第42号

次の自動車臨時運行許可番号標は、亡失したので無効とします。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

| 記 号    | 番 号   |
|--------|-------|
| 横浜 横須賀 | 90－27 |
| 横浜 横須賀 | 90－28 |
| 横浜 横須賀 | 90－26 |
| 横浜 横須賀 | 90－30 |

横須賀市公告第43号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第 1 項の規定により、地域計画を定めるので、同条第 7 項の規定に

より、次のとおり当該地域計画の案を横須賀市経済部農水産業振興課において公告の日から 2 週間縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案について意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 地域計画を作成する地域

北下浦地区、長井地区、武山地区及び大楠地区の農業振興地域

2 縦覧時間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

横須賀市公告第44号

港湾法（昭和25年法律第 218 号）第56条の 4 第 3 項の規定により、次のとおり所有者及び管理者不明の船舶を撤去し、及び保管しました。当該船舶は、令和 7 年 8 月25日まで保管し、保管期間が経過した船舶は、本市が処分します。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

1 保管した船舶の種類、数量及び形状

| 種 類          | 数量  | 形 状 寸 法                     |
|--------------|-----|-----------------------------|
| グラスファイバー製ボート | 1 隻 | 長さ 2.60 メートル<br>幅 1.20 メートル |
| 同            | 1 隻 | 長さ 2.00 メートル<br>幅 1.00 メートル |

2 保管した船舶が放置されていた場所及び当該船舶を撤去した日時

- (1) 保管した船舶が放置されていた場所  
横須賀市鴨居 4 丁目1322番 7 地先

- (2) 船舶を撤去した日時  
令和 7 年 1 月21日午前10時30分

3 船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

- (1) 船舶の保管を始めた日時  
令和 7 年 1 月21日午前11時

- (2) 船舶の保管の場所  
横須賀市久里浜 8 丁目2567番18地先

4 返還を受ける方法

返還を受けようとするときは、事前に協議の上決定します。

5 問い合わせ先

横須賀市港湾部港湾管理課

横須賀市公告第45号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市阿部倉 513 番、514 番、515 番、516 番、517 番及び 518 番

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市平作 4 丁目 8 番14号

山 木 萌

3 利用権を設定する方の住所及び氏名

横須賀市阿部倉31番 1 号

梶ヶ谷 秀 行

記の 2

1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在

横須賀市林 3 丁目 888 番口及び 889 番 1

2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名

横須賀市林 4 丁目79番地



- 永 野 隆 春
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目14番10号  
角 田 武 雄
- 記の 3
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 4 丁目 732 番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号  
岩 沢 清
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目13番 1 号  
角 田 隆 常
- 記の 4
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 4 丁目1127番、 741 番 1、 727 番 1、 727 番 2  
及び 727 番 3
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 4 丁目 5 番 1 号  
岩 沢 清
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市林 5 丁目 1 番 2 号  
角 田 武 範
- 記の 5
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市林 4 丁目1101番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市林 2 丁目12番 8 号  
岩 澤 健 和
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦郡葉山町上山口2897番地  
永 津 美智子
- 記の 6
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市太田和 1 丁目1255番及び1256番
- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横浜市区中田東 4 丁目48番20号  
奥 津 保 美
- 記の 7
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目2812番及び2810番 1
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目26番 1 号  
山 田 勝 治
- 記の 8
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長沢 6 丁目2657 番、 2658 番、 2659 番、 2660 番、  
2661 番、 2662 番、 2663 番、 2664 番、 2665 番、 2666 番、 2667 番、  
2668 番、 2697 番、 2698 番、 2699 番、 2700 番、 2701 番及び2702  
番
- 2 利用権の設定を受ける方の住所及び氏名  
横須賀市長沢 6 丁目30番12号  
仲 野 晶 子
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市平作 4 丁目 3 番 5 号  
田 中 良 一
- 記の 9
- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市荻野 461 番 1、 462 番 1、 463 番 1 及び 472 番 1

- 2 利用権の設定を受ける者の所在地、名称及び代表者名  
横須賀市秋谷 2 丁目1110番地  
株式会社平凡野菜  
代表取締役 藤 原 信 良
- 3 利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長坂 3 丁目 9 番 8 号  
藤 田 真 弓
- ~~~~~

横須賀市公告第46号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号。以下「改正法」という。）附則第 5 条第 1 項及び改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第 2 条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第 101 号）第19条の 2 第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、改正法附則第 5 条第 1 項の規定により公告します。

その農用地利用集積計画は、横須賀市農業委員会事務局において縦覧に供します。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市長 上 地 克 明

記の 1

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市長井 4 丁目3730番 3 及び4159番 1 並びに長井 6 丁  
目4098番 1 及び4101番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び  
氏名  
横須賀市長井 2 丁目 8 番 1 号  
肥 田 武 雄  
横須賀市長井 2 丁目12番12号  
嘉 山 明  
横須賀市長井 2 丁目 7 番17号  
三 富 和 浩
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
横須賀市長井 6 丁目10番 7 号  
嘉 山 道 夫
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の  
設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業公社  
会長 持 田 文 男

記の 2

- 1 農用地利用集積計画を定めた土地の所在  
横須賀市須軽谷字中ノ町 424 番、 433 番口及び 436 番
- 2 農地中間管理機構から利用権の設定を受ける方の住所及び  
氏名  
三浦市初声町高円坊1181番地  
鈴 木 福 松  
横須賀市須軽谷 374 番地  
廣 川 公 一
- 3 農地中間管理機構に利用権を設定する方の住所及び氏名  
三浦市初声町高円坊1476番地  
鈴 木 啓 一
- 4 農用地等について賃借権の設定等を受け、同時に賃借権の  
設定等を行う農地中間管理機構の所在地、名称及び代表者名  
横浜市中区山下町 2 番地  
公益社団法人神奈川県農業公社  
会長 持 田 文 男

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第 6 号

指定給水装置工事事業者規程（平成10年横須賀市水道企業管理規程第11号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業を再開した旨届出がありました。

令和 7 年 2 月25日

横須賀市上下水道事業管理者  
横須賀市上下水道局長 長 島 洋

| 登録番号 | 給水装置工事事業者名 | 代 表 者 名 | 所 在 地                         | 届出年月日         |
|------|------------|---------|-------------------------------|---------------|
| 587  | 株式会社アールイー  | 石 内 孝   | 横浜市中区相生町一丁目15番地第二<br>東商ビル 4 B | 令和 7 年 1 月28日 |

## 教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第 2 号 (令和 7 年 2 月10日  
掲 示 済)  
横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。  
令和 7 年 2 月10日

横須賀市教育委員会  
教育長 新 倉 聡

1 日時 令和 7 年 2 月13日午前 9 時30分  
2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

## 選挙管理委員会告示

横須賀市選挙管理委員会告示第 1 号 (令和 7 年 1 月31日  
掲 示 済)  
令和 7 年 7 月 9 日任期満了による横須賀市長選挙及び市議会議員の欠員に伴う横須賀市議会議員補欠選挙を公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第33条第 1 項及び第 113 条第 3 項第 3 号の規定により、次のとおりとし、第33条第 5 項第 4 号の規定により、令和 7 年 6 月15日に告示します。  
令和 7 年 1 月31日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

1 選挙の期日 令和 7 年 6 月22日  
2 選挙すべき議員の数 1 人

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第 2 号 (令和 7 年 1 月31日
掲 示 済)
令和 7 年 6 月22日執行予定の横須賀市長選挙及び市議会議員の欠員に伴う横須賀市議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第22条第 3 項の規定による選挙人名簿への登録の被登録資格決定の基準となる日及び登録を行う日を、次のとおり定めます。
令和 7 年 1 月31日

横須賀市選挙管理委員会
委員長 山 口 道 夫

1 被登録資格決定の基準となる日 令和 7 年 6 月14日
ただし、年齢については、令和 7 年 6 月22日
2 登録日 令和 7 年 6 月14日

~~~~~

横須賀市選挙管理委員会告示第 3 号 (令和 7 年 2 月 7 日  
掲 示 済)  
公職選挙法（昭和25年法律第 100 号）第22条第 1 項の規定による選挙人名簿への登録を行う日は、同項の規定により登録月の 1 日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日とし、次のとおりとする。  
令和 7 年 2 月 7 日

横須賀市選挙管理委員会  
委員長 山 口 道 夫

登録を行う日 令和 7 年 3 月 3 日